相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市東山区柿町通大黒町西入東川原町五一九番地、最後の住所京都市下京区木屋町通五条上る下材木町四四七番地

被相続人　亡　髙谷　静枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十九日

京都市伏見区東大手町七七八番地　弁護士法人福井総合法律事務所伏見大手筋事務所

相続財産管理人　弁護士　舩橋　恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市大字江泊一九八八番地、最後の住所広島市安芸区中野東五丁目二〇番一二―二〇一号　被相続人　亡　山村　俊行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十九日

事務所広島市中区上幟町五番一五号

相続財産管理人　藤井　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県姶良郡湧水町鶴丸一二七五番地一、最後の住所広島市南区東雲一丁目一三番二三―八〇三号　被相続人　亡　前田　勝也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十九日

事務所広島市中区上幟町五番一五号

相続財産管理人　藤井　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県島尻郡玉城村字百名一〇八七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山内　春子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十九日

沖縄県那覇市壷川三丁目一番地一〇

相続財産管理人　布田　芳郎

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年七月二十九日

一、墳墓等所在地　富山市水橋西大町五六〇

一、墳墓等の名称　玉永寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名

一、不詳　二、不詳　三、不詳　四、不詳　五、不詳　六、不詳　七、不詳　八、不詳　九、不詳　十、不詳　十一、不詳　十二、不詳

一、改葬を行おうとする者　富山市水橋西大町五六〇　宗教法人玉永寺　住職　石川　了英

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申し述べの公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年七月二十九日

三重県四日市市栄町四番一号

株式会社四日市建設協会

代表取締役　秦　純二

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所		株式の種類及び数		株券の番号
株式会社五月工務店	三重県四日市市北町八―一二	普通株式	五〇株	E優　二五三
株式会社宮田組	三重県四日市市冨田一色町四―五	普通株式	二〇株	E甲　四六
		〃	一〇株	C乙　五五
		〃	一〇株	C乙　一九
		〃	一〇株	E乙　七二
菊地　格	三重県四日市市西町一九九の五	普通株式	一〇株	B乙　四〇
		〃	一〇株	C乙　三七
		〃	五株	C丙　一四
太陽興業株式会社	三重県桑名市和泉八八一	普通株式	一〇株	C乙　五九
河瀬久治郎	三重県四日市市北町六―一二	普通株式	一株	B丁　九二
		〃	一株	B丁　九三
市林　八郎	三重県四日市市羽津一八―六	普通株式	一株	A丁　二七
		〃	一株	A丁　二八
		〃	一株	A丁　二九
		〃	一株	A丁　三〇
		〃	一株	B丁　二一
		〃	一株	B丁　二二
		〃	一株	B丁　二三
		〃	一株	B丁　二四
		〃	一〇株	C乙　二
		〃	一株	C丁　一
		〃	一株	C丁　二
		〃	一株	C丁　三
		〃	一株	C丁　四
市林　肇	三重県四日市市羽津一八―六	普通株式	五〇株	D優　一五八
		〃	五〇株	D優　一五九
池畑組	三重県四日市市赤堀一丁目四番四号	普通株式	一〇株	C乙　六六
		〃	一〇株	C乙　六七
		〃	五〇株	D優　一八三
		〃	二〇株	D甲　五一
		〃	一〇株	D乙　二八
野原勝太郎	三重県四日市市末永玉川町一一三	普通株式	一〇株	C乙　四三

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年7月29日

記

[掲載順序]

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社山正商店　②宮城県知事(3)4613　③代表取締役　菅原秀仁　④仙台市青葉区本町一丁目10番12号　⑤1000万円　⑥宮城県知事　⑦仙台市青葉区本町一丁目10番12号　株式会社山正商店　代表取締役　菅原秀仁

①株式会社ジャスマックプロパティマネジメント　②東京都知事(4)73524　③代表取締役　葛和満博　④東京都目黒区八雲5丁目1番3号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都目黒区八雲5丁目1番3号　株式会社ジャスマックプロパティマネジメント　代表取締役　葛和満博